平成２４年（フ）第１２９３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜880番地１
パストラルⅡ―202
債務者　矢田部恵子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　紘司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
奈良県天理市三昧田町81番地１
債務者　古家　唯行
１　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和島美枝子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５３号
札幌市北区あいの里３条５丁目15番８号
債務者　武田　敏子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　百武　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８３号
名古屋市西区大野木２丁目146番地の１　サンハイツ大野木102号
債務者　内田ひろえ（旧姓永森）
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
長崎市香焼町517番地９田ノ浦アパート２Ｆ
債務者　東野　義雄
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　尚志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
栃木県小山市八幡町１丁目10番19号
債務者　森田れい子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　雄二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２１号
神奈川県逗子市小坪１丁目10番33号　マリアンジュ逗子Ｅ
債務者　板倉　深雪
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　秀文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１１号
山口県宇部市大字東須恵1959番地４
債務者　富永　直幸
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２０１号
佐賀県佐賀市新中町８番14―1201号
債務者　山本利枝子
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手746番地１
債務者　森　　雄一
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後０時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼塚　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1010番地１
債務者　橋本　和也
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斎藤　信隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
岐阜県高山市上宝町本郷2590番地１
債務者　小椋　康宏
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３１号
岩手県奥州市水沢区花園町２丁目３番14号
債務者　脇坂　和江
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３４号
岩手県奥州市前沢区字下小路20番地１
債務者　佐々木里佳
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第３６号
岩手県奥州市胆沢区小山字附野52番地10
債務者　小野寺サトリ
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第９３２号
さいたま市緑区大字三室2209番地４　ハリホックⅡ201
債務者　迫尾　　淳
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６８号
埼玉県戸田市川岸１丁目６番12号　ロイヤルハイツ高橋101号室
債務者　大塚　憲治
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２４号
さいたま市岩槻区宮町２丁目19番５号
債務者　青島　美和
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係